

外国人留学生等マッチング支援事業・外国人材定着支援事業 業務委託仕様書

1. 業務目的

本県では、少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、県内企業において事業を支える人材の確保が課題となっている。また、外国人材を雇用する県内企業が年々増加しており、外国人材に対する企業ニーズが大きく高まっている。

本業務では、外国人材と県内企業の相互理解・交流機会を創出し、県内企業への就職につなげるとともに、外国人材の職場定着に向けた支援を実施することで、県内産業の維持・活性化を図ることを目的として実施するものである。

2. 業務概要

(1) 事業概要

外国人留学生等マッチング支援事業

- ① 外国人材向けセミナーの実施
- ② 合同企業説明会の実施
- ③ 交流会の実施
- ④ インターンシップの実施
- ⑤ SNSでの情報発信

外国人材定着支援事業

- ⑥ 外国人材採用・定着セミナーの実施
- ⑦ 専門家派遣の実施

共通

- ⑧ 特設サイトの作成・運用

(2) 委託期間

契約を締結した日から令和8年3月13日まで

(3) 対象者

外国人留学生等マッチング支援事業

- ・ 留学生・高度外国人材の採用に関心のある県内企業
- ・ 県内企業への就職を希望する留学生・高度外国人材

外国人材定着支援事業

- ・ 留学生・高度外国人材、技能実習・特定技能の採用に関心のある県内企業

なお、本業務で対象とする外国人材の属性を以下のとおりとする。

留 学 生：在留資格「留学」、「特定活動（継続就職活動）」を有する外国人材

高 度 外 国 人 材：在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「高度専門職」、「経営・管理」、「研究」、「法律・会計業務」、「特定活動（告示46号：本邦大学卒業者）」を有する外国人材

技能実習・特定技能：在留資格「技能実習」、「特定技能」を有する外国人材

※上記以外の就労が可能な外国人の参加を妨げるものではない。

(3) 事業目標

- ① 外国人材向けセミナー
1回につき外国人材50人
- ② 合同企業説明会
県内企業20社、外国人材60人
- ③ 交流会
県内企業15社、外国人材30人
- ④ インターンシップ
県内企業15社、外国人材30人
- ⑤ SNSでの情報発信
日本語、英語、ベトナム語、中国語を含む4言語以上で発信
アカウント登録者数200人以上
- ⑥ 外国人材採用・定着セミナー
1回につき県内企業50社
- ⑦ 専門家派遣
県内企業10社

3. 委託内容

(1) 外国人材向けセミナーの実施

- ① 内容
県内企業への就職を希望する留学生・高度外国人材を対象に、日本の就職活動の特徴やスケジュール、ビジネスマナー等に関するセミナー（以下「就活セミナーⅠ」という。）及び志望動機や自己PR等のエントリーシート作成方法、面接等に関するセミナー（以下「就活セミナーⅡ」）を実施すること。
- ② 実施回数
就活セミナーⅠ、就活セミナーⅡを各2回以上（計4回以上）実施すること。
- ③ 実施方法
オンライン形式で実施し、リアルタイムでの配信とすること。

(2) 合同企業説明会の実施

- ① 内容
複数の県内企業と留学生・高度外国人材のマッチングの場として、合同企業説明会を実施すること。なお、実施にあたっては、参加企業や参加外国人材の属性に十分留意し、効果的な運営を行うこと。
参加企業について、業種や募集職種に偏りが出ないように配慮すること。
- ② 実施時期・回数
就職活動に適する時期に、合同企業説明会を1回以上実施すること。
- ③ 実施方法
対面形式で実施し、交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。

(3) 交流会の実施

- ① 内容
留学生・高度外国人材の採用に関心のある県内企業と留学生・高度外国人材の相互理解、企業同士のネットワーク構築、外国人材受入に係る意見交換の場となることを目的とした交流会を実施すること。

参加企業について、業種に偏りが出ないように配慮すること。

② 実施回数

交流会を1回以上実施すること。

③ 実施方法

対面形式で実施し、交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。

特に外国人材と話したことがない企業にアプローチし、交流会への参加を促すこと。

(4) インターンシップの実施

① 内容

留学生・高度外国人材を対象にした対面形式でのインターンシップの実施と、受入先となる県内企業（以下「受入先企業」という。）及び受入先企業でインターンシップに参加する外国人材（以下「インターン生」という。）の双方へサポートを実施すること。

受入先企業について、業種に偏りが出ないように配慮すること。

② 実施方法

イ) 受入先企業・インターン生のマッチング

受入先企業とインターン生の希望にできるだけ沿うよう対応すること。

ロ) 受入先企業・インターン生に対する事前研修の実施

ハ) 受入先企業への実施計画策定支援等のフォローアップの実施

受入先企業に対し、以下に留意した実施計画を事前に策定させることとし、計画立案に対し全面的にフォローすること。

ニ) インターンシップ実施期間中の管理、安全・危機管理体制の確保、緊急時の対応等

ホ) その他インターンシップの実施支援及び付帯業務の実施

(5) SNSでの情報発信

① 内容

本業務専用の Instagram、Facebook 等の SNS を開設・運用し、留学生・高度外国人材に向けて、県内での就職等に関する情報を発信すること。

SNSでの情報発信は、多言語に対応させるとともに、各国で普及している SNS ツールを活用すること。

② 実施方法

受託後速やかに SNS を開設した上で、適切な投稿頻度で情報発信を実施すること。

SNS の各機能を活用して効果的な情報発信を実施すること。

(6) 外国人材採用・定着セミナーの実施

① 内容

留学生・高度外国人材、技能実習・特定技能の採用に関心のある県内企業を対象に、外国人材の適正な採用・定着に関するセミナー（以下「外国人材採用・定着セミナー」という。）を実施すること。

② 実施回数

外国人材採用・定着セミナーを2回以上実施すること。

③ 実施方法

対面、オンライン又はハイブリッド形式で実施すること。

対面で実施する場合、交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。

オンラインで実施する場合、リアルタイムでの配信とすること。

(7) 専門家派遣の実施

① 内容

外国人材の職場定着に向けて、企業ごとの課題の抽出・分析や目標・計画の策定、実践を支援するため、専門家派遣を実施すること。

専門家派遣では、担当制によるコンサルティングを実施すること。

専門家については、必要な知識及び経験をもつ人員を1名以上設置すること。

② 募集・選定

本事業において専門家派遣を実施する企業は、原則として、高度外国人材、技能実習、特定技能のいずれかの外国人材を雇用している県内企業とする。

専門家派遣を実施する企業の募集にあたっては、積極的に周知を行うこと。

専門家派遣を実施する企業の選定にあたっては、業種、課題の具体性、課題解決に向けた過去の取組実績及び意欲等を考慮し、県と協議のうえ企業を決定すること。

③ 実施時期・回数

受託後速やかに専門家派遣実施企業を選定した上、随時支援を行うこと。

対面形式で1社あたり3回以上の専門家派遣を実施するとともに、オンラインや電話での相談に随時対応できる体制をとること。

(8) 特設サイトの作成・運用及び広報

本業務の効果的な運営に資する特設サイトを作成・運営すること。

特設サイトは、見やすさ、検索されやすさ、情報の速さを重視して作成・運営すること。

特設サイトには事業概要を掲載し、広報・周知を図るとともに、県内企業向けと外国人材向けの申込ページを作成すること。外国人材向けページは多言語（日本語、英語、ベトナム語、中国語を含む4言語以上）に対応させること。

そのほか、PRチラシやSNS等を活用して効果的な事業の広報を行い、事業目標の達成に努めること。目標の達成が困難と認められる場合は、達成に向けた積極的な提案を行うこと。

チラシ・ウェブ及び新聞広告等の広報物の作成、配布及び掲示にあたっては、事前に県と協議すること。

(9) その他

参加者・参加企業の募集、連絡調整、資料の作成、業務の運営・サポート等、上記委託内容の実施・運営に必要な一切の事務を行うこと。

業務実施スケジュールに応じて、随時打合せを実施するものとし、県が打合せを指示した場合は、受託者は速やかに応じること。その際、議事録を作成し、提出すること。

委託期間終了後、特設サイトの管理は県が行うため、更新等が可能な状態で受け渡すこと。

4. 業務報告及び成果物

(1) 業務実施状況報告書

毎月10日までに、前月に実施した業務について、以下に留意の上、業務実施状況報告書を作成し、県へデータで提出し、内容について報告すること。ただし、令和8年3月分に関しては、当月13日までに提出すること。

- ① 事業の詳細として、相談記録、イベント参加状況、インターンシップ実施状況、専門家派遣実施状況、その他県が指示する内容を掲載すること。
- ② 本業務に参加した外国人の就職者数及び属性（在留資格、所属学校、企業名等）、参加した企業数、企業名、業種を明示すること。

(2) 業務完了報告書

令和8年3月13日までに、委託期間中に実施した全ての業務について、以下に留意の上、業

務完了報告書を作成し、県へ紙及びデータで提出すること。

- ① 前記4（1）において掲載した情報を包括して掲載すること。
- ② 各業務における実施状況、実績、得られた知見を明示すること。

（3）成果物

セミナー、合同企業説明会、交流会、インターンシップ、専門家派遣において、企業及び外国人材に感想・意見等を記入してもらうアンケートを実施し、各業務の終了後14日以内に、集計結果を県へデータで提出すること。

5. 秘密の厳守

この業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとする。受託者は成果物の保管に留意するものとし、成果物を県の許可なく他に公表してはいけない。

また、この事業により知り得た情報はこの事業の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。これは契約期間終了後も同様とする。

6. 会計帳簿

この事業に係る経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。会計帳簿のほかこの事業による成果物は事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

7. 個人情報保護

この事業の実施に際して入手した個人情報の取扱については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. 公契約条例

別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

9. その他

受託者は、この仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。

委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の指示により変更、修正を求められる場合がある。

本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、県及び受託者、両者協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又はこの業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。